

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県知的障害者福祉法施行細則	1
◎土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	5
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術機関の所在地の変更の届出 (福祉指導課)	5
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	5
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (")	5
◎告示(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 (")	8
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	8
○道路の区域変更(2件) (道 路 課)	9
○道路の供用開始 (")	9
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	9
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	9
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	9
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	10
○都市計画事業の施行 (")	10
○宅地建物取引業法による聴聞 (住 宅 課)	10
高知県議会規則	
◎高知県議会会議規則の一部を改正する規則	10

規 則

高知県知的障害者福祉法施行細則をここに公布する。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第69号

高知県知的障害者福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

を施行するため、同法、知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号。次条において「政令」という。）及び知的障害者福祉法施行規則（昭和35年厚生省令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(判定書)

第2条 政令第1条の規定により知的障害者更生相談所の長が交付する判定書は、別記第1号様式によるものとする。

(相談判定記録票)

第3条 知的障害者更生相談所の長は、別記第2号様式による相談判定記録票を備えて必要な事項を記載しなければならない。

(相談記録調書)

第4条 知的障害者福祉司は、知的障害者の福祉に関する業務について、別記第3号様式による相談記録調書に必要な事項を記載しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 知的障害者福祉法施行細則（昭和37年高知県規則第54号）

(2) 知的障害者福祉法第27条の規定により徴収する額の決定及び徴収に関する規則（昭和46年高知県規則第14号）

(経過措置)

3 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第101号）第7条の規定による改正前の知的障害者福祉法第27条の規定に基づく行政措置に要する費用の徴収については、前項第2号の規定による廃止前の知的障害者福祉法第27条の規定により徴収する額の決定及び徴収に関する規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

（知的障害者更生相談所の長） 印

判定書

年 月 日付け（ 第 号）で依頼がありました判定結果及び所見については、次のとおりです。

フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (満 歳)
氏名					
住所					
総合判定及びその他意見					

医学的判定	担当医師氏名		判定年月日	年 月 日
	診断結果			
	一般的所見			
	精神医学的所見			
心理学的判定	担当判定員氏名		判定年月日	年 月 日
	検査結果及び観察事項			
	心理学的所見			
社会的評価等	担当判定員氏名		判定年月日	年 月 日
	社会生活能力評価等			

第2号様式 (第3条関係)

相談判定記録票

フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (満 歳)
氏名					
住所					
相談目的	療育手帳 (新規・確認)				
現状 (健康状態等) その他	付添者氏名: 続柄 () 担当知的障害者福祉司氏名:				
総合判定	記入者氏名		判定年月日	年 月 日	
	療育手帳	区分: A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 ・ 非該当 確認期間: 年			
	判定の記録	精神遅滞の程度: 最重度 ・ 重度 ・ 中度 ・ 軽度 ・ 非合併障害: 身体障害者手帳: 種 級			
	その他				
	利用することができると思われる制度	1 特別児童扶養手当 (20歳未満) 2 障害児福祉手当 (20歳未満) 3 特別障害者手当 (20歳以上) 4 療育手帳 (18歳未満) (障害児福祉手当との併給なし) 5 重度心身障害児・者医療費公費負担制度 (福祉医療) 6 心身障害者扶養共済 (保険) 制度			

医学的判定	担当医師氏名		診察年月日	年 月 日
	診断結果			
	身体状況			
	精神状態			
	所見			
心理学的判定	担当判定員氏名		判定年月日	年 月 日
その他				

第3号様式（第4条関係）

相談記録調書

相談種別	相談
------	----

ケース番号		氏名		男・女		年 月 日生
-------	--	----	--	-----	--	--------

日付	相談指導（調査）の概要
----	-------------

--	--

（裏面）

日付	相談指導（調査）の概要

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第70号

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則（昭和25年高知県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成24年度分の事業から適用する。

告 示

高知県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施設機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

区分	施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	山崎 竜	やまもも整骨院	高岡郡四万十町大正200-1	平成24年10月1日
変更後			四万十市駅前町12-17	

高知県告示第603号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定した雁巻山鳥獣保護区、早明浦鳥獣保護区、不入山鳥獣保護区、横浪港鳥獣保護区及び昭和鳥獣保護区について、同条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、

区域及び存続期間を告示する。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
雁巻山鳥獣保護区	安芸郡馬路村の安芸森林管理署管轄区域国有林2027林班から2037林班までの全区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで
早明浦鳥獣保護区	土佐郡土佐町田井の長岡郡本山町と土佐郡土佐町との境界と地蔵寺川との接点（吉野川と地蔵寺川との合流点）を起点とし、同所から同川左岸を西進し同町三島の国道439号との交点（宮島橋西詰め）に至り、同所から同国道を南西進し同町三島の農道との接点に至り、同所から同農道を北進し同町東境の三島山越え歩道との接点に至り、同所から同歩道を北進し三島峠を経て更に北西進し県道本川大杉との接点に至り、同所から同県道を西進し県道大川土佐との接点（上吉野川橋南詰め）に至り、同所から同県道を北西進及び南西進し南越、桐谷、大西及び柚ノ木の各部落を経て町道中村線との接点に至り、同所から同町道を南進し同町中村の七尾橋東詰めに至り、同所から同橋を西進し県道高知伊予三島との接点に至り、同所から同県道を北西進し同郡大川村下中切の通称スヤサキの同町と同村との境界との交点に至り、同所から同県道を西進し県道大川土佐との接点に至り、同所から同県道を西進し同村下小南川の小金滝橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し県道本川大杉との接点に至り、同所から同県道を東進し同村大北川の小松川橋西詰めに至り、同所から大北川右岸を北進し県道高知伊予三島との交点に至り、同所から同県道を南西進し県道本川大杉との接点に至り、同所から同県道を東進し同町下川川の下川橋西詰めに至り、同所から下川川右岸を北東進し早明浦	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで

	ダムの満水位の水位線との接点に至り、同所から同水位線を南東進し同川左岸に至り、同所から同左岸を東進及び南西進し同県道との接点（下川橋東詰め）に至り、同所から同県道を南東進し町道ダム古味線との接点（上吉野川橋北詰め）に至り、同所から同町道を南東進及び北進し長岡郡本山町と土佐郡土佐町との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し林道大淵線との交点に至り、同所から長岡郡本山町字朝日松の汗見川左岸の突出部を見通す線を直進し同突出部に至り、同所から同左岸を南東進し同町と土佐郡土佐町との境界との接点（吉野川と汗見川との合流点）に至り、同所から同境界を西進して起点に達する線に囲まれた区域	
不入山鳥獣保護区	高岡郡津野町の四万十森林管理署管轄区域国有林250林班から253林班まで、285林班及び286林班の全区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで
横浪港鳥獣保護区	須崎市浦ノ内立目摺木字小アジロ716-2（通称ズベリの鼻の南端部）の浦ノ内湾の満潮位の海岸線と南西の対岸の同市浦ノ内須ノ浦字ハタケガンタ300-1（通称赤崎の鼻北端部）の同海岸線とを直線で結ぶ線から西の同湾の満潮位の海面の区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで
昭和鳥獣保護区	高岡郡四万十町昭和の国道381号と林道炎谷線との接点を起点とし、同所から同林道を北東進し同町昭和字オオマヤマの通称名オオツエに至る谷との交点に至り、同所から同谷を南東進し通称名オオツエに至り、同所から同町昭和字カミホキの同国道に至る谷を南東進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南進、西進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで

高知県告示第604号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88

号) 第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
段ノ谷山特定猟具使用禁止区域(銃)	室戸市、安芸郡東洋町及び同郡北川村の境界接点を起点とし、同所から同市と同町との境界を南東進、南進、南東進及び南進し安芸森林管理署管轄区域国有林1156林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1155林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南西進及び西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1157林班の林班界との接点(林道東又佐喜浜線の桑ノ川橋東詰め)に至り、同所から同林班界を北西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1160林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南進及び西進し同林道との接点に至り、同所から同林道を北進し安芸森林管理署管轄区域国有林1162林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を西進及び北東進し同林道との接点に至り、同所から同林道を西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1164林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南西進し安芸森林管理署管轄区域国有林1165林班の林班界と同林道との接点に至り、同所から同林道を西進し室戸市官庁造林の境界	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器

	との交点に至り、同所から同境界を南進、西進及び北西進し同林班界との接点に至り、同所から同林班界を北西進し同市と同村との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域		
奈半利特定猟具使用禁止区域(銃)	安芸郡奈半利町と同郡北川村との境界と国道493号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し町道大除法恩寺線との接点に至り、同所から同町道を南東進し国道55号との交点に至り、同所から同国道を南東進し須川川との交点に至り、同所から同川を南西進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を北西進及び西進し同郡田野町と同郡安田町との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進し同国道との交点に至り、同所から同国道を東進し県道西谷田野との接点に至り、同所から同境界を北東進し同郡田野町と同村との交点に至り、同所から同境界を南東進し同郡奈半利町、同郡田野町及び同村の境界接点に至り、同所から同郡奈半利町と同村との境界を南東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
魚梁瀬ダム特定猟具使用禁止区域(銃)	安芸郡北川村と同郡馬路村との境界と県道魚梁瀬公園との交点を起点とし、同所から同県道を北進し魚梁瀬大橋西詰めに至り、同所から同橋直下の魚梁瀬ダムの満水位の水位線に至り、同所から同水位線を西進し谷山北谷川との接点を経て更に東進及び北進し県道千本山魚梁瀬の石仙橋西詰めに至り、同所から同県道を南進し県道魚梁瀬公園との接点に至り、同所から同県	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器

	道を南東進し村道東川線との接点に至り、同所から同村道を北東進し村道大木屋小石川線との接点に至り、同所から同村道を北東進し小石川村有林に通ずる吊り橋西詰めとの接点に至り、同所から同吊り橋東詰めに至り、同所から同吊り橋直下の魚梁瀬ダムの満水位の水位線に至り、同所から同水位線を南西進し北亀谷川と南亀谷川との合流点を経て更に北西進及び南西進し同ダムの左岸に至り、同所から同左岸を南進し久木ダムの満水位の水位線に至り、同所から同水位線を南進、南西進、北西進及び南進し同ダムの左岸を経て同ダムの右岸に至り、同所から同県道と村道釈迦ヶ生線との接点を見通す線を直進し同接点に至り、同所から同県道を北進、東進及び北東進して起点に達する線に囲まれた区域		
小谷ダム特定猟具使用禁止区域(銃)	安芸市小谷の小谷ダムの満水位の水面の区域(同市小谷字上ミ立石674-3、674-4、675-2及び676-3並びに字左近兵衛荒689-5から689-8まで及び690-2)	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
梅久保特定猟具使用禁止区域(銃)	香美市香北町清爪の県道久保大宮と市道白石清爪線との接点を起点とし、同所から同市道を南西進し国道195号との接点に至り、同所から同国道を南西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北進し新在所橋を経て更に北東進し大井平部落作業道久保川線との接点に至り、同所から同作業道を北進し市道大屋敷線との接点に至り、同所から同市道を南東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北東進して起点に達する線に	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器

稲生特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)	囲まれた区域 南国市稲生の県道土居五台山と市道111号線との接点を起点とし、同所から同市道を南進し旧十市村と旧稲生村との境界との接点に至り、同所から同境界を西進し県道栗山大津との接点に至り、同所から同県道を北進し高知市と南国市との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進及び北進し株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの丸山無線中継所に至り、同所から同市伊達野及び稲生間の歩道に至る稜線を東進し同歩道との交点に至り、同所から同歩道を南進、南東進、南西進、西進及び南進し市道稲生6号線の終点（同市稲生2419番地）に至り、同所から同市道を南進し市道206号線との接点に至り、同所から同市道を東進、南東進及び南進し県道土居五台山との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
	高岡郡越知町女川字小舟峠の同郡佐川町と同郡越知町との境界と県道下山越知との交点（オブネ峠）を起点とし、同所から同県道を西進し町道中央線との接点に至り、同所から同町道を北進及び西進し町道下渡線との接点に至り、同所から同町道を北進及び西進し町道越知今成線との接点（中仁淀橋南詰め）に至り、同所から仁淀川右岸を北東進し柳瀬川との合流点の同川左岸に至り、同所から同左岸を南東進し同郡佐川町と同郡越知町との境界との接点に至り、同所から同境界を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
筏津ダム特定 猟具使 用禁止 区 域 (銃)	高岡郡越知町野老山の筏津ダムの右岸と国道33号との接点を起点とし、同所から同国道を北西進し町道野老山線との接点に至り、同所から同町道を北西進及び南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北西進し吾川郡仁淀川町寺村の寺村橋西詰めに至り、同所から同ダムの満水位の水位線を北東進、東進及び南東進し同ダムの左岸を経て起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
大渡ダム 周辺 特定猟 具使用 禁止区 域(銃)	吾川郡仁淀川町高瀬の町道大渡ダム線と町道森の越線との接点を起点とし、同所から同町道を北西進及び南西進し町道高瀬線との接点に至り、同所から同町道を北西進し町道仁淀吾川線との接点に至り、同所から同町道を南進及び北進し大渡ダム大橋南詰めに至り、同所から大渡ダムの満水位の水位線を南進、西進、北進及び西進し愛媛県と高知県との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し旧吾川郡吾川村と旧高岡郡仁淀村との境界との接点に至り、同所から同ダムの満水位の水位線を東進、南進、北東進及び東進し町道大渡ダム線との交点（同ダムの左岸）に至り、同所から同町道を南西進及び南東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
狩場特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)	高岡郡佐川町斗賀野の国道494号の斗賀野トンネル北入口を起点とし、同所から北西の標高257メートルの山頂を見通す線を直進し同山頂に至り、同所から高知県畜産試験場と私有地との境界（佐川町西組鳥獣保護区の区域界）を北東進し同国道との接点に至り、同所から同国	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
興津特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)	高岡郡四万十町興津郷の後川と町道松尾地線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し水神川との交点に至り、同所から同川右岸を南東進、東進及び南進し同町興津の浦分港に至り、同所から同港の満潮位の海岸線を南進し四万十森林管理署管轄区域国有林96林班の林班界との接点に至り、同所から同国有林と民有林との境界を南進、西進及び北進し小室港の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を北進し後川左岸との接点に至り、同所から同左岸を西進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
田野々 特定猟 具使用 禁止区 域(銃)	高岡郡四万十町大正田野々の国道381号と町道田野々中央線との接点を起点とし、同所から同国道を北進し構原川と仁井田川（渡川）との合流点の構原川左岸から同川右岸を見通す線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を直進し同川と仁井田川（渡川）との合流点の構原川左岸（仁井田川（渡川）右岸）に至り、同所から構原川と仁井田川（渡川）との合流点の構原川右岸（仁井田川（渡川）右岸）を見通す線を直進し構原川と仁井田川（渡川）との合流点の構原川右岸（仁井田川（渡川）右岸）に至り、同所から仁井田川（渡川）右岸を北西進し同町大正田野々字ウヤガタ1363-45と1362-3との境界に至り、同所から同境界を北東進し同町大正田野々字ウヤガタ1363-37と1532-10との境界に至り、同所から同境界を北東進し	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器

	同町大正田野々字ウヤガタ1363-39と1532-1との境界に至り、同所から同境界を北進し四国旅客鉄道株式会社予土線の第2田野々トンネルの上部との交点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社予土線を東進し構原川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し国道439号との交点に至り、同所から同国道を南西進し四国電力株式会社の送電線巡視道との接点に至り、同所から同巡視道を南東進し町道田野々瀬里線との接点（NHKテレビ塔）に至り、同所から同町道を南東進、南西進、南東進及び北西進し町道田野々中央線との接点に至り、同所から同町道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域			止区域（銃） 瀬3627-1に至り、同所から歩道上荒瀬線を北西進し松田川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し高田頭首工との接点に至り、同所から同頭首工を西進し歩道川淵線との接点に至り、同所から同歩道を北進し県道宿毛津島との接点に至り、同所から同県道を北東進し農道船床線との交点に至り、同所から同農道を南東進し同市平野の同川右岸の堤防上の管理道との接点に至り、同所から同管理道を南進し同管理道の終点に至り、同所から同市中角字荒谷原687を見通す線を直進し同右岸との交点に至り、同所から同右岸を南進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域	月14日まで	
轟崎特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡四万十町大正轟崎の国道381号と同町大正田野々字エノキサコ1212-1（標高326メートルの山頂）へ通ずる谷及び稜線との交点（同町大正田野々字オキノ平1216-9）を起点とし、同所から同谷及び稜線を北東進し同町大正田野々字エノキサコ1212-1に至り、同所から同町大正田野々字エノキサコ1204-1へ通ずる稜線を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器	和田地区特定猟具使用禁止区域（銃） 宿毛市宿毛の県道宿毛津島の宿毛大橋東詰めを起点とし、同所から同橋西詰めに至り、同所から同県道を北進及び北東進し市道正和二ノ宮線の接点に至り、同所から同市道を南進し同市道の文殊橋に至り、同所から同市道と松田川左岸の管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進及び南東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
中津川特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡四万十町大正中津川字久木の森895番地の四万十町所有の風景林の全区域	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器	宿毛特定猟具使用禁止区域（銃） 宿毛市宿毛の県道宿毛津島の宿毛大橋東詰めを起点とし、同所から松田川左岸を南進及び南西進し宿毛橋南詰めに至り、同所から市道宿毛坂の下線を西進し松田川大橋南詰めに至り、同所から宿毛湾鳥獣保護区の区域界を北進及び西進し片島橋を経て迂回し市道志沢尾片島線と市道新井流線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道片島西町線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び南東進し	平成24年11月15日から平成34年11月14日まで	銃器
中角特定猟具使用禁	宿毛市和田の和田橋東詰めを起点とし、同所から市道和田中角線を南西進し同市和田字上荒	平成24年11月15日から平成34年11	銃器			市道宿毛小深浦線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道宿毛城辺との接点に至り、同所から同県道を東進し市道貝塚線との接点に至り、同所から同市道を北西進及び北進し市道与市明貝塚線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道宿毛線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び東進し県道宿毛津島との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域

高知県告示第605号

平成17年11月高知県告示第725号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年11月15日から施行する。
平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

表のムクリ山銃猟禁止区域の項を削る。

高知県告示第606号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。
平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

◎区画漁業権（1件）

1 公示番号 区第3,084号（第一種（魚類）古満目）

（1）漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目第一防波堤東地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町古満目第一防波堤突端区画基点

ア 甲から磁針方位48度51分の線上91メートルの点

イ 甲から磁針方位76度26分の線上255メートルの点

ウ 甲から磁針方位90度00分の線上248メートルの点

エ 甲から磁針方位89度53分の線上68メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町古満目
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日
 平成24年12月28日
 第3 漁業権の免許申請期間
 平成24年10月25日から同年11月15日まで
 第4 漁業権の存続期間
 免許の日から平成25年8月31日まで
 (この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第607号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年9月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年9月28日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市黒瀬字影岩戸 805番2から 安芸市黒瀬字上ツガ ノセ804番2まで	前	4.6 } 14.2	220
	後	14.7 } 55.0	220

高知県告示第608号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年9月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吾井郷下分
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市吾井郷字棚田 乙1794番1から 須崎市吾井郷字細工 屋乙1777番1まで	前	13.0 } 25.0	40
	後	13.0 } 25.0	40

高知県告示第609号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成24年9月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年9月28日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村中切字ノビラ 566番から 土佐郡大川村中切字ノビラ 559番1まで	70	平成24年9月28日
土佐郡大川村中切字イノク ボ512番7から 土佐郡大川村中切字イノク ボ512番1地先まで	55	平成24年9月28日

高知県告示第610号
 昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。
 平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、杉田ダム土地改良区の定款の変更を平成24年9月18日に認可した。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定による砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時及び場所
 平成24年11月9日（金）午前10時から2時間
 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎地下 第4会議室
- 2 試験の方法及び科目
 次の科目について筆記試験を行う。
 (1) 砂利の採取に関する法令
 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格
 資格は、問わない。
- 4 提出書類
 (1) 受験願書1通
 (2) 履歴書1通
 (3) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 5 受験手数料
 8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 6 受験願書の受付期間及び提出先
 (1) 受付期間
 平成24年10月9日（火）から同月26日（金）までの県の執務時間内（郵送による場合は、平成24年10月26日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
 (2) 提出先
 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県土木部用地対策課
- 7 合格者の発表
 (1) 平成24年11月下旬、高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示

する。
(2) 合格者本人には、合格証を送付する。

- 8 受験願書の請求
高知県土木部用地対策課に請求すること。
なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、あて先を明記して80円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 その他
詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年7月30日 24高都計第192号	南国市里改田字中ノ坪321番1の一部ほか	南国市里改田321番地1 山岡 大祐

都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。
平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画事業の種類及び名称
安芸都市計画道路事業（3・5・8号安芸中央インター線）
- 2 施行者の名称
高知県
- 3 事務所の所在地
安芸市矢ノ丸三丁目348 高知県安芸土木事務所
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
安芸市西浜字小八王寺、字ソフリ、字コイタ、字東カマワラ、字西カマワラ、字ム子カ子、字トビタ及び字コ子ヂ、東浜字ニウジ、字横ニウジ、字イザナミ、字上ミクスモト、字下モクスモト及び字西モチ田、矢ノ丸二丁目、矢ノ丸四丁目並びに幸町地内
 - (2) 使用の部分
安芸市西浜字小八王寺及び字ニ子ヂ、東浜字ニウジ及び字

西モチ田並びに矢ノ丸四丁目地内

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成24年9月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日
平成24年10月10日（水）午前10時
- 2 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎1階 北会議室
- 3 聴聞を受ける者
 - (1) 商号又は名称
有限会社ダイヤハウジング
 - (2) 代表者の氏名
白石 勝
 - (3) 主たる事務所の所在地
高知市愛宕山南町7番24号
 - (4) 免許証番号
高知県知事（12）第703号
 - (5) 免許年月日
平成24年5月9日

議 会 規 則

高知県議会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年9月28日

高知県議会議長 武石 利彦

高知県議会議事規則第1号

高知県議会議事規則の一部を改正する規則

高知県議会議事規則（昭和54年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。